

御坊税務署からのお知らせ

○税を考える週間

11月11日(月)から11月17日(日)は、「税を考える週間」です。
国税庁では様々な取組を行っておりますので、国税庁ホームページ
や2次元コードからご確認ください。



○作文列車出発進行！！

中学生・高校生から提出していただいた「税の作文」のうち特に優秀な作品を紀州鉄道車内に掲示した「作文列車」が11月下旬から走行予定です。

心に響く作品ばかりですので、ぜひ一度ご覧ください。

税に関する情報は国税庁HPへ
<https://www.nta.go.jp/>

○令和6年分確定申告に関するお知らせ

- ・御坊税務署内の確定申告会場の開設期間は、**令和7年2月17日(月)から3月17日(月)**です。(閉庁日を除く)。
- ・相談受付時間は、**9時から16時まで**です(混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります)。
- ・相談会場では、**スマートフォンを利用した申告**を推奨しています。
- ・なお、スマートフォンを利用して申告するには、**次のものが必要になりますので、必ずご持参をお願いします。**

【スマホ申告に必要なもの】

- ①マイナンバーカード(事前に有効期限の確認をお願いします)
- ②マイナンバーカードに設定した2つのパスワード
(個人番号カード・電子証明書設定暗証番号記載票などで事前に確認をお願いします)
 - ✓ 署名用電子証明書のパスワード(英数字6～16文字)
 - ✓ 利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)

パソコンで申告書を作成する場合は、状況によって長時間お待ちいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。



○收受日付印の押なつに関するお知らせ

令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行いません

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、**令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととしました。**

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)していただきますよう、お願いします。

なお、申告書等をご自宅からe-Tax(電子申告)で送信していただいた場合、控用に受付日時および受付番号が表示されますので、ぜひご利用ください。

近畿税理士会御坊支部からのお知らせ

○税理士による無料相談

実施日：令和6年11月7日(木) 午前10時～午後4時

場所：オークワロマンシティ1階エントランス

この機会に、税金についてお気軽にご相談ください！

お問い合わせは **近畿税理士会御坊支部 まで** TEL: 0738・23・0812

御坊納税協会からのお知らせ

○第33回「ごぼう税金クイズ」

応募期間：11月1日(金)～11月17日(日)

当選発表日：12月1日(日)

毎年恒例の「ごぼう税金クイズ」が公益社団法人 御坊納税協会の主催により行われます。応募用紙は、納税協会、市役所、各町役場、税務署に置いてあります。奮ってご応募ください。

○源泉所得税の年末調整等説明会

①実施日：11月12日(火) 午前10時～

場 所：日高町役場3階大会議室

②実施日：11月13日(水) 午後1時30分～

場 所：御坊市民文化会館 大ホール

お問い合わせは 御坊納税協会 まで TEL：0738・22・1660

転出される方へ

バイクや軽自動車の名義変更・廃車手続きをお忘れなく バイクをお持ちの場合(125cc以下のバイク)

町外へ転出される方で、お持ちのバイクを転出先でも使用される場合や、お持ちのバイクを他の方へ譲渡される場合は、必ず税務課で手続きを行ってください。125cc超のバイクは和歌山運輸支局での手続きになります。

軽自動車をお持ちの場合

町外へ転出される方で、お持ちの軽自動車を転出先でも使用される場合は、住所変更後15日以内に車検証の住所変更の手続きを軽自動車検査協会です必ず行ってください。

※なお、既にバイク・軽自動車を所有していなくても廃車手続きをしないと軽自動車税が課税されますので、お心当たりの方は税務課にご相談ください。

【お問い合わせ先】 税務課(TEL：63・3802)



夜間・納税相談窓口について

以下のとおり、夜間の納税および納税相談窓口を開設しますのでご利用ください。

町税は納期限内に納付しましょう。

日 時：11月29日(金) 午後5時15分～8時

場 所：役場別館1階 税務課

【お問い合わせ先】 税務課(TEL：63・3802)

人権相談・行政相談・心配ごと相談 合同相談所 開設のお知らせ



11月18日(月)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を、日高町保健福祉総合センター2階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員の方々です。

【お問い合わせ先】 日高町社会福祉協議会(TEL：63・2751)